
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

9番神村建二君、10番橋本欣一君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議第66号 川西町職員の自死に関する第三者調査委員会設置条例

の設定について

○議長 日程第3、議第66号 川西町職員の自死に関する第三者調査委員会設置条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第66号 川西町職員の自死に関する第三者調査委員会設置条例の設定についてご提案を申し上げます

提案理由につきましては、地方自治法に基づき、川西町職員の自死に関する第三者調査委員会を設置するため提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長からご説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、私より議第66号 川西町職員の自死に関する第三者調査委員会設置条例の設定について、ご説明を申し上げます。

別添で概要を準備してございますので、それに基づいてご説明申し上げます。

なお、この概要につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げました資料と同じでございます。それにつけ加えまして、ホッチキスで2枚とじにしてございます。補足資料というようなことでプラスアルファの資料を準備いたしましたので、あわせてこれに基づいてご説明をさせていただきます。

1、設定の趣旨でございます。

平成28年6月26日に発生した川西町職員の自死に関し、事実関係の解明等を行うため、元職員の自死に関する第三者調査委員会を設置するものでございます。

2、設定の内容でございます。

(1) 所掌事務でございます。

町長の諮問に基づき、次に掲げる事項について、独立して調査、検証、審議し、その結果を町長に答申をしていただくものとなります。

その内容でございますが、アということで、元職員の自死の原因に係る事実関係の解明に関する事、イということで、調査結果に基づく再発防止策に関する事ということといた

してございますが、これをさらにかみ砕いて申し上げます。裏面の補足資料、ごらんをいただきたいと思います。

先方というか、相手、安部様側の代理人の弁護士さんと内容を確認している中身でございます。補足資料の1番の文章の下の方に3点掲げさせていただきました。1つ目が、具体的な調査項目は以下の3点ということで、1つ目が長時間労働と自死の因果関係、2つ目がパワハラ、いじめの有無と自死との因果関係で、3点目は調査結果に基づく再発防止等の提言をいただくと、このような中身としての調査目的とする考えでございます。

もとにお戻りください。

(2) 委員会及び任期でございます。

委員会は、町長が弁護士または識見を有する者のうちから3人を委嘱し、構成をいたします。また、必要に応じて調査員を任命することができるものといたします。

それから、委員長、委員の中から互選して置きます。職務代理は、委員長があらかじめ指定するものといたします。

委員の任期は、委嘱のあった日から上記の所掌事務を終える日までといたします。

また、裏の補足資料をごらんいただきたいと思います。

第2番目のところでございます。第三者調査委員会設置の基礎でございますが、日弁連が定めてございます「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」及び「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」を基礎といたしたいと考えてございます。

3番、第三者調査委員会の人選等でございますが、町長が弁護士または識見を有する者のうちから3人を委嘱したいと考えてございます。

それで、上記のこの人数は、上記のガイドラインに基づき、3人といたしてまいりたいというふうに思っております。

人選につきましては、公平性の確保のため、日弁連の山形県弁護士会への依頼を予定してございます。

前の資料にお戻りください。

(3) 会議でございます。

会議は、委員長が招集し、議長となります。ただし、初回は町長が招集することとなります。委員の過半数が出席しなければ開くことはできません。

会議は非公開といたしますが、委員長が必要と認めたときは、この限りではございません。

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができるものとしたします。

(4) 報酬でございますが、委員等が会議に出席し、またはその職務に従事したときは、1時間当たり1万1,000円以内で町長が定める額の報酬を支給するものとしたします。

裏の資料を再度ごらんください。

4番のところでございます。

調査手法でございますが、調査手法は、上記のガイドラインに基づき、第三者調査委員会で定める調査手法を尊重いたします。中立公平な立場を維持するため、町から指示することはございません。

5の設置期間でございますが、第三者調査委員会に対し、早急な調査及び報告書の提出を求めてまいりたいと考えておりますが、ただし、調査に十分な時間を要する場合は、この限りではございません。

必要な経費については、町が全額負担するものとしたします。

また、前のページにお戻りください。

最後、施行期日等でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

それから、この条例は、上記の所掌事務が終結したときに効力を失うものとするという時限的な条例といたすものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 この前の全協では、いわゆる安部さんというふうに申し上げて公表されているわけだからいいと思うんですけども、安部さん側は弁護士を立てられたので、その項目の中には第三者委員会の中で、この補足資料にあります内容について真相を究明してほしい、こういうことだという経過があったと思うんですけども、もう一回振り返って、安部さん側から、こういうふうにならざるかと、弁護士を通じて申し入れ書ということになるのか、私、よくわかりませんが、そのような内容について、私どもに安部さん側からの、弁護士を通じて出されておる内容について、そのものをご提出いただくことができるのかどうか、ちょっと、ひとつお伺い申し上げたいと。

もう一つは、要は今回の設置目的でありますけれども、自死に関し事実関係の解明等とい

う、この「等」ということは、ここで言う2ページ目の補足資料の再発防止の提言というものを第三者委員会の皆さんにお願いをする、諮問する、こういう、この「等」というのはそういうことを指すのかお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 1点目の先方からの申し入れ書というか、ご連絡という形での文書を町でいただいておりますが、それを議会の皆様にお示しすることが可能か否かについては、先方とご相談をさせて対応してまいりたいというふうに思います。

それから、2点目の「等」、などという部分につきましては、補足資料にあったとおりでございますので、安部さんが亡くなられた原因、因果関係、それらを調査し、そのこととなったことが、役場側としての責任、責務という部分があった場合、その再発防止策の提言等をいただくということで理解をしてございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 その安部さん側からの、いわゆる、何ておっしゃいましたか、文書。

(ご連絡)

○12番 ご連絡ということでのるる、いわゆる内容が書かれておるということですか。

過去にちょっと、いろいろ申し上げるとあれですけども、道路の関係で、横沢町長時代でしたが、コメリさんとの約束もあって、それを出せない、出せるということで、最終的に町との約束の、いわゆる原文を議会に提出していただいたことなどが思い出されるわけですけども、つまりここまで来ますと、そういう内容を私ども見させていただいて、提出させていただいて確認をすることも大事なのではないかというふうに思うので、発言を申し上げたところでは。

それで、今、課長から責任、自死に関する責任があるかないかということですけども、最低、この補足資料にあります長時間労働と自死との因果関係は別として、100時間を超える長時間労働があったことは事実なんですよ。ですから、これを十分監督できなかったという、ここの責任は、これは間違いなく私はあると思うんですよ。今、課長が責任があるかどうかというふうなお話しされましたけれども、そういうふうになりますと、この第三者委員会の目的というものは、町には一切責任がないんだという弁明の場の第三者委員会と、このようになっていくのかと、こういうことですよ。その辺が安部さん側と、いわゆる原田町長とのギャップがあると思うんです。さらに、自分の息子、同じようなことでなく、ひとつ明るい職場、働きやすい職場という、そういう切実な思いが全然3年間見ても伝わっておらな

いということですから、弁護士を立て、連絡書ですか、そういう申し入れ書を出し、そして新聞にという、記者会見と。

私はこの前、全協で示談という言葉が当てはまるかどうか、私、この問題についてはよくわかりませんが、言うなれば、遺族側に寄り添う、そういう部分が大きく欠落、欠如している、欠けておる、不足しておる、ここがこういうふうの問題になってきておる。決してアベさん側は、第三者委員会の設置をして、わかりやすく言えば、がちゃがちゃもむというか、そういうことを望んでおらないと思うんですよ。息子と同じような状況にならないように、ひとつやってくれという、こういう思い、それが伝わらない。しかし、それを受ける町側は、いやいややっているんだと、一生懸命やったんだと、それがなぜ伝わらないということ、この場でやったことの証明する立場の考え方の第三者委員会設置ということになりますと、もう最初から泥仕合ですよ。解決に向かうという第三者委員会になっていくのかと、こういうふうに心配するわけですよ。でしょう。同じ方向に向かっておらないんですよ。町側は、繰り返しになりますけれども、我々は精いっぱいやったんだと、安部さん、それ以上何を言いたいんだということでしょう、まず。ちょっと乱暴な言い方ですけども。それで、アベさん側は、いやいやと、一町民として見てるに、改善になっていないよと、やってくれよと、俺の息子の死が無駄になっているのではないかと、こういう立場でしょう。ですから、同じところを見ているようですけども、見ていないんですよ。それではこの税金を使って、果たしてどうなるのかなと。私も初めての経験ですから、いわゆる想定できません。しかし、繰り返しになりますが、課長、町長ですよ、長時間労働あったことだけは、自死との因果関係は別として、これは事実でしょう、まず一つ。

るる申し上げましたけれども、担当課長、説明課長、そしてまたトップとしての町長のご答弁をお願いしたいと思う。

さらにもう一つつけ加えますと、「ところで輝行よ、内部の問題で、原田町長の指導力、いわゆる把握する能力、その後始末を、なぜ税金を使ってやるんだ」という、こういう意見ありましたよ。でしょう。そんなことについても、ちょっと取りとめのない内容もありましたけれども、課長並びに責任のトップである原田町長からお話をいただきたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 平成30年3月に代理人の弁護士の先生から、安部さんの労働時間に関する資料を全て提供いただきたいという旨の依頼がございましたので、その依頼に基づきまして、出勤簿、時間外勤務命令簿、休日出勤簿等、全て取りそろえまして、先方にお示しをしております。

す。その時間積算全ていたしますと、お亡くなりになった約1カ月前部分では、過労死ラインと言われる100時間を超えておった長時間労働が認められました。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回の犠牲になられた安部さんのことに関しましては、町の職員ということでございまして、その有望なといいますか、前途のある職員を失ったということは、我々にとっても大きな痛手でありまして、ご家族の皆さんにとっても大変つらい思いをされているということは、私も承知しております。同じ悲しみに役場職員も包まれているところではございまして、そういった中で、自己点検をしながら、組織として対応できなかったということの自分自身を責める職員も多数いまして、そのことについても十分重く受けとめているところでございます。

長時間労働があったという事実は、今、総務課長からあったように否めないわけでありまして、安全配慮義務という、そういったトップとしての責任は当然あるというふうに認識をしております。役場全体に長時間労働の是正、さらには、災害等の対応で、やはり昼夜を問わず対処しなければならないような責任ある職員たちでありますので、全て長時間労働で解消できないさまざまなストレスなども持っているわけでありまして、そういったものができる限り改善しながら、働きやすい職場にするというのは、我々、住民サービスの向上のためにも求められておるというふうに認識しております。

今回、我々からすれば、第三者委員会に憶測をなしにお願いしながら、町の状況についてお話をさせていただきながら、指針をいただければありがたいということで設置するわけでございます。そのことについて、議員の皆さんにもご理解賜りたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 だから町長ね、議員の皆さんに理屈の小理屈を言うわけではありませんけれども、議員の皆さんの理解より以前に、繰り返しになりますけれども、遺族の安部さん側の親たちといいますか、家族といいますか、その方々が納得しておらない事実でしょう。ですから、こういうふうにどんどん事が進んでおると。これは、さっきの繰り返しになりますけれども、安部さん側は、私は望んでおらないと思いますよ。しかし、ここまで来た。

ですから、今、ところで、私が申し上げた、その当時、私は議員ではありませんでしたけれども、3年前に課長が申された長時間労働、十分認識されない中で勝手にしたというふうには言わないと思うんですけれども、その仕事を、いわゆるなし遂げるために努力した。しかし、十分監督、把握できないところで作業されておった。これはただ、総務課長が言われ

たとおり、その分の長時間労働はあった、これは事実。それで、過日の税条例関係で、今、さまざま処分等ありましたけれども、そのときに長時間労働の監督が十分でなかった部分、この3年前に何かしらけじめなどあったのかどうなのか。ちょっと参考に、最後の質問になりますが、お尋ね申し上げながら、私は同じ第三者委員会の設置目的というふうに書かれておりますけれども、先ほどの繰り返して申しわけありませんが、安部さん側が望む第三者委員会の設置の思いと原田町長が今進められておる第三者委員会の、いわゆる自分のリーダーシップ、ここが大きく欠けている部分、いわゆる安部さん側を納得させることができない状況、この言いわけのための第三者委員会、これではもう全然ベースが違う。これではどういうふうになっていくのかなという大きな心配を申し上げながら質問を終わりたいと思います。

1点だけ。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 長時間労働の監督責任という部分でのけじめというお話でございましたが、過日の全協でも申し上げましたが、その点でのけじめというか、処分ということがあったということはなかったというふうに認識しております。現在のところでございます。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第67号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長 日程第4、議第67号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第67号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、町長、副町長の給料を特別により減額して支給するため提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第67号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるということで、第12項ということで、特例による給料の減額措置の項を設けるものでございます。

令和元年11月分の給料については、第3条の規定にかかわらず、町長にあつては別表第1に定める額から同表に定める額に100分の15を乗じて得た額を、副町長にあつては同表に定める額から同表に定める額に100分の10を乗じて得た額を、それぞれ減じた額を給料月額として支給する。

附則、この条例は令和元年11月1日から施行する。

本日付提出、町長名でございます。

もう1枚、資料をごらんください。

表の形式になってございます。

町長、副町長の給料支給額の削減、11月分を削減する内容でございます。

左から3列目をごらんをいただきたいと思っております。

町長にあつては15%削減で、削減額、括弧のAの欄でございますが、12万6,000円となります。副町長にあつては10%ということで、括弧のAの欄が6万7,000円となります。合わせまして19万3,000円となるものでございます。

施行期日は11月1日といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 こういう、いわゆる処分というものは、どういうプロセスといいますか、過程といいますか、いわゆる検討を経て提案されるのか、参考にお尋ね申し上げたい。

それから、この程度であれば15%、この程度ということをもうちょっと、私、なかなか表現が見つからないのでお尋ねするわけですが、こういう場合は15%の1カ月、こういう場合は50%の半年とか、何かそういう、いわゆるマニュアルといいますか、処分の。そしてまた、その検討された経過というのは、どのような経過を経ておるのかお尋ね申し上げたいと。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回、私の監督責任、さらには副町長として事務方としての監督責任を問われるということ判断をさせていただきました。これはみずからの判断でございまして、特に自治会長さんの所得税の源泉徴収の課税ミスということで、自治会長さんは特別職として川西町と住民の皆さんの間を取り持っていていただく役割を担っていただいております。それも長期間にわたって課税の徴収ミスをしてきたという、その責任の重さを痛感をしまして、みずからの判断で今回、処分を課したところでございます。

その内容について不十分なのかどうかということも含めて、議員の皆さんで議論いただくことになるとは思いますが、私としては今回、担当職員も含めて原因究明に当たりながら再発を防止するという観点で、みずから律したところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 私は何か、いわゆる処分という言葉ですか、全協でありましたけれども、何か基準というものがあるだろうということをお尋ね申し上げたんですけれども、基準はないと、みずからの判断だということになりますと、非常に大変なことでありますよね。つまり、町長がずっと、原田さんが孫末代町長でいるわけではないわけですから、いつかそれは交代といったときに、前のトップは何もしなかったと。このときはみずからの判断で、言うなれば思いつきでやったよというようなことになりますと、これは今後、なかなか私は、どなたが町長になるにしても、どなたが担当課長になるにしても、どなたが責任ということが出てくるとすれば、ある基準というものを、私はこの際、設けたほうが、検討されたほうがいいのではないかというふうに思いますが、どんなものでしょうか。

先ほどの内容とまた関連づけますと、議長からお叱りを受けますけれども、長時間労働の関係については、労務管理責任という言葉があるとするれば、それをみずから担当課長が認めながら、3年間何もしてこなかった。しかし、今回は自治会長の関係ですから、みずからの判断でやったんだと。非常に、そのときそのときの雰囲気で行われたんでは、大変困るんですよね。ですから、繰り返しになりますが、この基準というものを、この際、私はあったほうがいいし、あるべきだと思うんですが、処分の基準ね。すべき処分はしないで、選挙間際の事件については処分してパフォーマンスではないと思うんですが、それではとても大変です。その都度、呼ばれて、議会。

今、冒頭に申し上げたことについて、ちょっとお尋ね申し上げたい。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 職員の処分、懲戒処分の基準等に関する規定はございますので、それらの事案が生じた場合は、懲戒処分審査委員会での審査をし、それぞれ事由区分によりましての懲戒処分の基準は規定の中に盛り込んでございます。

ただ、これは職員の区分でございますので、町長は任命権者でございますので、町長はみずから自分の責任ということでの、みずから課したということとなるものでございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 町長、そういうことであれば、私はいつも申し上げているんですけれども、聞けば答えるという姿でなくて、そういうことであれば、職員のそういう処分の基準があるので、それに照らし合わせれば、基準はないけれどもこうしたんだと、こういうことだと、話が、つじつまが合うのではないですか。総務課長。あなたが答弁すると、全く明快な答弁をされるし、であるから総務課長でいられると思うんですが。でしょう。課長。職員の分はあるものだから、それに照らし合わせれば、特別職は別だけれども、事務的な責任の中では、町長の判断のこれが適切であろうと、こういうアドバイスの部分もあるわけでしょう。全て今は原田町政は、町長が勝手に自分のみずからの判断でやる部分がそんなに多いんですか。これではちょっと大変であります。

もう一回聞きますけれども、そういう私が申し上げた処分の基準の処分に照らし合わせて、特別職の処分についてはないけれども実施したんだと。それでは、最終的な判断は町長だと、こういうことだと、こういうことなんでしょう。であれば、最初からそれを言えばいいじゃないですか。なぜ私の最初の質問にそういうふうに答えられないんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 最初に私に質問いただきましたので、今回の処分に関しましては、みずから律するということでは発言をさせていただきました。

職員のさまざまな関与によって、町民の皆さんや財産を失うようなことがあった場合には、職員に関する懲戒処分の規定がございまして、委員会を開催し、その中で処分をするという決定をしておるところであります。

過去さかのぼれば、平成20年の折にも、臨時職員の水道使用料の不正といいますか、不正な処理があったということで、監督責任として、みずから判断し、処分した経過がございまして、あわせて、平成24年の折にも、職員が飲酒運転を重ねたということもございまして、そのときのけじめをつけなきゃいけない、町民の信頼を回復しなきゃいけないということで、みずから処分を課したという経過がございまして、過去にも照らし合わせながら判断をさせていただいたところでもありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 私が質問するのを何かとめようという意識があるからそうなっちゃうんですよ。

(ありません)

○12番 ちゃんと数えてなくちゃ困るよ。わかる。

(はい)

○12番 いいんですか。

(はい)

○12番 ちょっと議長にそんなこと言われちゃうと、ちょっと思いが切れるところがあるんですけども、今、町長、次に私は……

○議長 もとい。3回目でありました。確認しましたので。これで終わります。

ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第65号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第4号）

○議長 日程第4、議第65号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第4号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第65号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第4号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,931万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億3,624万3,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせます。あわせまして、今回発生しました台風19号による災害対応の部分についても盛り込まさせていただきまして、現時点での内容でございます。その概要などについても、あわせて報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第65号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。本日付提出、町長名でございます。

それでは早速、別紙の概要書をもとに、今回の第4号補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

概要書のほかに、先ほど町長が申し上げましたとおり、台風19号における災害対応の概要（10月23日現在）といった資料もお配りをさせていただきますので、この2つの資料をもとに説明をさせていただきます。

それでは、第4号補正の概要を先にごらんをいただきたいというふうに思います。

今回の4号補正につきましては、通常の歳入歳出の表の下に、1、2、3として事業ごとに記載をさせていただいているところがございますが、10月18日に開催いただきました議

会全員協議会におきましてご報告を申し上げました案件3件につきまして、それぞれ補正予算を計上をさせていただくものでございます。

まず1つ目が、ただいま条例の設定のご可決をいただきました第三者調査委員会の設置事業にかかわります補正予算でございます。

内容といたしましては、非常勤特別職等報酬のほか、費用弁償等につきまして補正予算として計上させていただいております。

具体的な内容といたしましては、上段の歳出の表の中の1の人件費でございますが、この一番最初でございます非常勤特別職等報酬264万円でございますが、これが委員の3名の皆さんに対します報酬の補正となっております。なお、予算上の委員会の開催回数につきましては、10回を見込んでございます。

そのほか、3の物件費の中に第三者調査委員会設置事業の費用弁償等として63万1,000円を計上させていただいておりますが、委員の旅費や関連する消耗品や郵送料などを計上しておるところでございます。

次に、下に戻っていただきまして、2の非常勤特別職等報酬（自治会長）にかかわります賠償金の補正予算でございますが、過日の議会全員協議会でご報告を申し上げましたとおり、自治会長報酬の源泉徴収の取り扱いに誤りがございまして、過大に源泉徴収を行っていたという事実が判明をいたしました。平成24年度から平成30年度分まででございますが、平成25年度から30年度までの期間につきましては、過大に徴収した分、これを国のほうから町が返還を受け、該当する自治会長の皆さんに返還をするという手続が可能でございますが、平成24年度分につきましては、既に時効となっておりますので、町の単独の措置といたしまして、賠償金として、過大に徴収した源泉徴収の相当額、これを返還をさせていただくというものでございます。

次、最後に、台風19号関係でございますが、この内容の説明の前に、もう1枚、概要書として、台風19号における災害対応の概要（10月23日現在）、この資料の準備をさせていただいておりますので、この内容をもとに、現時点、これまで、この間の対応の状況などについてご報告をあわせてさせていただきたいというふうに思います。

災害対策本部設置以後の災害対応でございます。

災害対策本部、10月12日に設置をいたしておりますが、それ以降、水防活動のほか、町内パトロールなどの警戒業務、広報、避難所の設置運営、災害状況の確認などの情報収集、災害ごみの処理対策、災害わらの処理、防疫・健康管理対策、ボランティアの受付、罹災証明

業務等、これらの業務に町の水防団や町の建設業協会の加盟社社員の皆さん、また、ボランティアの皆さんや町の職員などが対応に当たってまいりました。

具体的な活動業務につきましては、その下に記載をしてございますが、まず1つ目が水防団活動でございます。10月12日から16日までの期間に活動をいただきました。

具体的な活動の内容でございますが、河川の巡視のほか、水防活動、避難誘導、復旧活動等に出動をいただき、延べ出動団員数は432人となっております。次に、町内パトロールなどの警戒業務につきましては、10月12日から13日の両日にかけて、川西消防署、町の水防団、あと、町の関係課が、道路、河川、ため池、林道などのパトロールに出動をしております。

次に、広報活動でございますが、これも10月12日から13日までにかけて、登録制メールの発信のほか、エリアメールやLアラート、同報系防災行政無線、町の広報車、水防団の広報などによりまして、町民の皆さんに災害情報等を周知をさせていただいております。

次に、緊急避難所の開設でございます。これも10月12日から13日にかけてでございますが、大塚地区、犬川地区、中郡地区、吉島地区、4地区に、括弧内には開設した場所を記載してございますが、過日の議会全員協議会でご報告を申し上げました内容でございますが、この記載の内容で最大の避難者数などの受け入れの対応に当たってございます。この避難所の運営に当たりましては、2人から6人程度の町の職員を配置するほか、各地区の自主防災の皆さんのご協力を得ながら設置運営を当たっているところでございます。

次に、災害状況の確認の情報の収集でございますが、10月13日以降から継続して取り組みを行っております。災害対策本部の情報部を中心といたしまして、町民の皆さんから寄せられました情報や各課で把握した情報、自治会長の皆さんから提供いただいた情報などの集約に当たっておるところでございます。

次に、災害ごみの対応でございます。10月14日以降から継続して取り組みを行っております。集積所につきましては、犬川地区、吉島地区、旧埋蔵文化財の資料展示館跡の3カ所に集積所を設置をしております。

裏面をごらんいただきたいというふうに思います。

10月21日までのごみの搬出量につきましては、可燃ごみ、不燃ごみに分けて記載をしております。旧資料展示館跡につきましては、あいばるのごみの量も含めてここに掲示をしております。そのほか、犬川地区のごみの量、可燃、不燃合わせまして、この間、2万5,930キログラム、26トン弱のごみの排出を行っております。

なお、排出量の見込みとして、その下にも記載をしておるところでございますが、現時点で、まだ対応し切れていないごみがありますとともに、木材やガラス、金属類、また処理が困難なものと、専門の事業者の協力を得ながら、今後対応していくごみなどもございますので、これらのごみを合わせますと、全体では40トン弱程度のごみになるのではないかというような見込みを立てておるところでございます。

そのごみの処理の対応についてでございますが、可燃物、不燃物につきましては、千代田のクリーンセンターのほうに搬出をしております。そのほか、専門の事業者の皆さんに対応いただくものとして、木材につきましては株式会社横山工業、ガラス類につきましては有限会社渋谷カレット、金属類につきましては株式会社高良と株式会社グリーンシステム、それ以外の処理の困難なものにつきましては有限会社きれい社にその処分を委託をし、対応を予定をしておるところでございます。

なお、この処理にかかります委託料につきましても、今回の補正予算の中で計上をしておるところでございます。

このごみの処理に当たりましては、可燃、不燃のごみの搬出、そしてまた、災害わらの処理などは、町の建設業協会に依頼をしております。また、この作業には町の職員、そしてボランティアも協力をしながら実施をしておるところでございます。

これにかかりますこれまでの作業員等の人数についてでございますが、延べでございますが、作業員数、建設業協会の作業員数は74名、町の職員は338名、ボランティアの皆さんにつきましては15名。このボランティアにつきましては、町の建設組合より6人、置賜農業高校のバスケットボール部から8人、一般のボランティアの方1人にご協力をいただいております。

また、これに使用した重機につきましても、ダンプ、バックホー、タイヤローダー、トラックなど、必要な車両につきましても、事業者などから提供いただきながらこの間、対応をし、この中にもレンタカーなど、至急の対応が必要な部分もございましたので、この部分につきましても、今回の補正予算の中でその費用につきましては計上をしておるところでございます。

次に、防疫・健康管理でございますが、10月14日以降から浸水地区への消石灰の配付や保健師によります被災者宅の訪問、健康確認などを実施をしておるところでございます。

次に、ボランティアセンターの運営の状況でございますが、10月16日から20日までの期間におきまして、ボランティアの受け入れを行いました。延べ82人の方にボランティアとして

参画をいただき、被災家庭の19カ所でのボランティア活動を実施いただいております。

また、被災されました皆さん方への証明等の発行につきましても、10月16日から今、対応を継続して行っておるところでございます。現在の実績といたしまして、罹災証明の受付は17件、証明書の発行は6件でございます。被災証明につきましては、8件の申請をいただき、その全てにおいて証明書の交付を行っておるところでございます。

以上が現時点におけます台風19号における災害対応の概要でございます。

それでは、これらを踏まえまして、今回の補正予算につきまして、概要書にお戻りをいただき説明をさせていただきたいというふうに思います。

過日の議会全員協議会の際にもご報告を申し上げているところでございますが、今回の4号補正につきましては、現時点におきまして、緊急性を要すると判断されるもの、これを優先をし、補正予算として計上をしております。よって、今後、被災、被害の状況が明らかになりました後に、それに対応する経費や国や県の支援事業なども今後明らかになってまいりますので、それらへの対応する予算などにつきましては、別途補正予算として、また計上を予定をしておるところでございますので、その点をお含みおきいただければというふうに思います。

それでは、3の台風19号関連の、まずは災害救事業についてでございます。この災害救助事業につきましては、まず1つは、被災されたご家庭に対する災害見舞金の支給、これを予定をしております。これにつきましては、上の1の歳出の2の補助費等におきまして、災害見舞金として50万円を計上しております。一世帯5,000円の100戸分を今、見込んでおるところでございます。

そのほか、先ほど確認をいただきましたごみ処理にかかわります委託料、または防疫資材など、関係する資材の購入費などにつきまして、3の物件費の中で委託料等として、1,106万9,000円、これを計上しておるところでございます。また、災害という緊急な対応が必要となつてまいりましたので、職員の時間外なども発生をしておりますので、1の人件費の中で職員時間外等371万9,000円、これも合わせてここに計上させていただいております。

これら合わせまして、災害救助事業として1,528万8,000円の補正予算を計上させていただいております。

次に、水防団の出動にかかわる経費でございます。

1つが、水防団の皆さんの水防活動に出動いただいた際の費用弁償でございます。そのほ

か、活動の際には、土のうなどの準備も必要となってまいりますので、それらの資材の購入費など、合わせまして60万円を計上してございます。これは、上の歳出の3の物件費の一番最後でございますが、水防団出動経費として、ここに計上をさせていただいております。

最後、公共土木施設災害復旧事業でございますが、1の歳出の一番最後、4番でございます。総額で1,000万円を計上してございます。その内訳といたしまして、下に記載をしてございますが、町道榎沢線測量委託料、そのほかの町道河川応急工事等として、2つに分けてございます。この2つに分けている理由でございますが、道町榎沢線につきましては、国の補助事業の活用を予定をしておるものでございます。よって今後、査定などの結果をもとに補助事業の採択というものは決定をされるわけですが、その申請に当たりまして、測量委託料をまず計上をし、補助事業の採択が受けられた後に実質の工事費につきましては、別途米予算として計上を予定をさせていただきたいというふうに考えてございます。また、それ以外の町道や河川など、応急な対応が必要な箇所が多くございますので、それらにかかわります工事費につきましては、単独分として868万1,000円を計上させていただいております。

これら合わせまして、4号補正の歳出総額は2,931万2,000円でございます。財源につきましては、全額財政調整基金からの繰り入れを見込んでございます。この後の財政調整基金の残高でございますが、1億4,552万3,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 ここで休憩いたします。再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時26分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 本案に対する質疑を許します。

7番伊藤寿郎君。

○7番 私からは、台風19号における災害対応の概要が添付されておりましたので、それに基づいて3点ほど質問させていただきます。

裏ページの中段、搬出作業災害処理は、町建設協会に依頼するとともに、町職員及びボランティアの協力を得ながら実施と文言に書かれております。また、こういった人手がか

かる作業対応に大変感謝申し上げたいと思います。

実は、吉島、西原地区の自治会様ほうからご要望というか、ご意見いただいたところがございます。各地区では、今週末、また11月の頭に自治会の行事としまして、秋の堀掃除があるわけですね。田んぼの草だったりとかわら、今回に関すれば、わらがすごい量で、特に避難されていたあいばるの東、南はかなりのわらが流れてきておるわけでございます。

では、西原自治会の方々の今後の排水路清掃に当たって、今週に予定をされておる自治会の排水路清掃と、その終わった後に公民館、西原公民館、ここも被災されておりますけれども、そこを利用して反省会をするということで、どうしたらいいものかということでご意見をいただいているわけでございます。

まず1点目に、この災害わらの処理について、現在、わら処理がどこまで進んで、どういうふうになっているものかどうかをお伺いしたいと思います。

2点目に、反省会で使うと言われている、自治会の公民館のような公共施設ですね。もちろん畳もテレビも皆、搬送というか、撤収されたわけですがけれども、その復旧はどのようになっているか。西原公民館の自治会の皆様は、やはりすぐ使わなくてはいけない施設なので、自分たちでやれるものはやろうかという話も出ているようでございますけれども、喫緊の、今週とか、自治会行事があるということで、どのようにしたらいいかというふうなご相談のもと、質問させていただきました。

2点目に、今回の補正予算に、この西原公民館のほうは補正予算に含まれているものかどうか、これが2点目。

3点目に、さっき井上課長が、災害見舞金を、各家庭に5,000円の見舞金を渡すということで説明がありましたけれども、こういった公民館のほうの見舞いは含まれているものかどうか、その3点をお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 まず、1点目の災害わらの関係について、お答えをいたしたいと思います。

災害わらに関しましては、浸水被害がひどかったところ、高豆薙、黒川地内に関しましては、報告にありましたとおり、建設業協会並びに町職員等が出向きまして、大量の堆積になった、水路等に堆積になった、もしくは道路際の畦畔沿いにあったわらにつきましては、処理をさせていただきました。ただ、西原については、そこまで手が回ってございません。それで、西原以外、先ほど、あいばるの云々というお話もございましたし、まだ町内に、産業振興課で現地確認をしまして、相当な点在している災害わらがあることは確認をいたしてお

ります。それで、本日夕刻、農業関係の農業者の代表者会議というのが開催を予定されておりまして、その農業わら、災害わらの処理について会議を催して対応を検討するという話になっております。

また、昨日、情報が入りまして、農水省並びに環境省などから、災害わらの処理に関しましての助成がある旨の情報などもいただいておりますので、それらの活用も、どのような形で進めたら対応が可能なのかということなども検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目の西原の公民館の関係でございます。

議員からもさきにお電話等でもありましたし、西原の自治会様のほうからも私どものほうに連絡があったところで、西原公民館というのがどのような位置づけなのかということでございましたので調べましたところ、西原の公民館につきましては、平成20年に地縁団体の登録がなされておりまして、地縁団体というのは、法人格を部落が、西原自治会が法人格を持つということになります。その法人格を持った西原自治会で底地並びに建物を所有なされているということでございますので、町の所有物では、まずはございません。あくまで西原地区の所有物でございますので、このたびの浸水、床上浸水なされて、畳等も全部なくなった状況は把握しておりますが、その復旧の部分について、西原地区で保険に入っておられるかどうかまでは、そこまでちょっと未確認でございますので、対応につきましては、第一義的には西原地区で対応していただくことになるのかなというふうに、まず思っております。

それからあと、3点目、災害の見舞金につきましては、町の慶弔規定に基づく形で予算措置をさせていただいております。現在、町の慶弔規定では、火災、水害等で建物等が全壊した場合は1万円、半壊等の場合は5,000円という規定がございまして、それにのっとりお見舞金を出してまいりたいというふうに思っております。

○議長 7番伊藤寿郎君。

○7番 生わらの件ですけれども、各農家の方々のお話を聞きますと、やはり濡れている状態で処理をするよりも、春になって乾いてから野焼きでもしたらいいのではないかと、そういうふうなご意見もいただいておりますけれども、やはり野焼きということになりますと、周りの影響だったり、消防法にかかるということもございまして、その農業者の方々の心配の、ご苦労だったりとかないように、春先になってからも野焼きをするようなことではなくて、ある程度きちんとできる支援をしていただきたいのと、あと、そういった周知をですね、春先まで、春作業が始まるまでそのあたりを徹底していただければと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

5番吉村 徹君。

○5番 5番吉村です。

今、台風被害に遭われた方にはお見舞い申し上げますが、玉庭、東沢においても、災害、大きな災害ということはなかったわけですが、ただ、土砂災害等がありまして、農道が流されて、土砂が田んぼに入り込むというようなことがあったり、その流されたおかげで、収穫間近のそばの収穫もできないというような状況などもあるようであります。これは一応、災害本部のほうに報告しておりますけれども、そういったいろいろな現場の中で、個人対応でやるしかないのではないと言われるということがあります。個人対応でも、金額的にはかなり額が張ってきて、それはもう手がつけられなくて、来年に、あるいはこれから来る災害にもまた同じようなことが出るという状況があります。したがって、やはりこういった災害復旧事業費の中で、個人対応であっても、ある程度の、かかった経費の2割とか3割に対する助成ということを考えることができるかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 道路、河川等につきまして、地域整備課のほうで、特に玉庭、東沢地区を中心にパトロール等を実施して状況を把握している現状であります。

吉村議員のご指摘のとおり、個人の敷地と道路敷地等々の境界という、盛り土をなさっている個人の土地につきましては、そういったところが崩れているところがあるということで、現時点で吉村議員がご意見頂戴した何割の補助等々につきましては、道路管理者、河川管理者といたしましては、現時点では持ち合わせておりませんので、今後、現状をかんがみながら工法等について検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長 5番吉村 徹君。

○5番 行政側としては、今回、いろいろな形で自治会等から出されたものに対しては、現場を見ながら対処していると思いますが、ぜひそういった個人的に復旧しなさいというようなところに対しても、手厚い形での助成をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ほかに。

1 番井上晃一君。

○1 番 若干お尋ねしておきたいところがございます。処理困難物というところの部分でございますけれども、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等、家電リサイクル対応の商品ということになっているかと思いますが、これは何か特例的な処理のあれがあるのかと、あと、これ以外にはなかったのかという点がまず1点と、あと、自動車が被災されたというようなこともちょっと何件か聞こえております。そういったものに関して、こちらでの処理ということにはならないのか、何も規定がないのかどうか、そのあたりだけお尋ねしたいと思います。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 処理困難物というのは、議員ご指摘のように、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコンが該当します。これにつきましては、記載のとおり、エアコンは出ていないのですが、冷蔵庫、洗濯機、テレビがそれぞれごみとして搬入されております。そのほかに、個人のおうちに流れ着いた農業廃棄物、マルチだったりビニールのシートであったりという、あと、防鳥網であったり、それについては農業用の廃棄物でありますので、本来は私どものほうでは受け入れられないものなんですけれども、個人のおうちに流れ着いたということでありますので、それについては受け入れたところであります。それについては、産業廃棄物になりますので、処理困難物として取り扱っております。あと、自転車であったり、タイヤであったりしたものも、千代田クリーンセンターでは受け取りませんので、それにつきましても、処理困難物として別に処理をするということにしております。

以上です。

自動車につきましては、個人、私ども、一般廃棄物として受け入れておりますので、私どもの方にはご相談がなかったのですが、それぞれ保険に入っていらっしゃると思いますので、ちょっとすみません、お答えは持ち合わせておりません。すみません。

以上です。

○議長 1 番井上晃一君。

○1 番 はい、ありがとうございます。

その費用計上は特になされていない、産廃と処理してもお金はかからないということになってくるのか、そこだけ。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 冷蔵庫、洗濯機、テレビにつきましては、今回補正の対応の該当になっております。全て可燃、不燃、木材、ガラス、金属等々、処理困難物につきましても、処理料に

つきましては委託として計上させていただいているところです。

以上です。

○議長 ほかに。

4番寒河江 司君。

○4番 4番寒河江でございます。

台風19号のことでちょっと。吉島地区が今、避難所、あいばるに指定されているということなんですが、実際、避難してみますと、あそこの町道から入り口、水が軽自動車のタイヤ半分ぐらい埋まるぐらい水、通っていたんですね。ちょっと考えてみますと、脇が河川でありますから、あそこがもし氾濫した場合は、避難所が危ないんですね。それでひとつ、災害マップをつくる際に、吉島地区は吉島小学校が意外と高台にあって、羽越水害のときも大丈夫だったところなんですね。ですから、今度、変更をする予定あるのかないか、ちょっとお尋ねして。せっかく避難したけれども、その河川が氾濫して、今度は避難しろと言われたら、入り口が水浸しで入れないというのではどうしようもないので、その入り口を舗装、かさ上げするというのもちょっと難しいでしょうし、そこら辺、考えていただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 町の現在のハザードマップ、先日の全員協議会でもお答え申し上げましたが、平成22年度に作成したものでございます。それは最上川本流だけの浸水想定区域でのデータをもってしてのハザードマップでございました。それで今般、それに県管理河川、鬼面川、誕生川、犬川、黒川を含みますね、それから元宿川を含めてのデータを頂戴いたしましたので、それらの浸水想定区域も合わせまして、今、ハザードマップを作成準備中でございます。それらを全部重ね合わせますと、それは1,000年に1回の大雨が降った場合ということでのデータでございますので、毎回の大雨の場合にそれらが全て水浸しになるというわけではございませんが、その1,000年に1度という規模でのデータですと、町内の平野部、特に中郡、吉島、犬川、大塚地区は、やはり相当なエリアが浸水の、深さの大小はございますが、それぞれ浸水エリアになってしまいます。

その際なのですが、浸水というか、水害の場合につきましては、タイムラグ、実際雨が降って、河川等が増水し、それらが溢水したりして、家屋の浸水が、危険が迫るというまでには、ある程度の時間的余裕がございます。その際には、全てが公の緊急避難所ということでの避難ではなくて、みずから、自助、みずから助けるという部分の中で、みずからの判断

のもとで、早目の避難行動をとっていただくということを町民の方には促してまいりたいというふうに思っております。

ただ、ご指摘がございました町としての、公として避難所を指定する際に、それらが浸水想定エリアの中で、本当に駆け込む際には問題があるといった部分のご指摘は十二分に受けとめながら、新たなハザードマップでの避難所、緊急避難所の指定の際には、そういったお話を十分受けとめながら定めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 4番寒河江 司君。

○4番 やっぱり命にかかわることですので、1,000年に1度だろうが、100年に1度だろうが、そういうことも加味しなければいけないでしょうけれども、やっぱり町民の命と財産を守るという観点からも、早目にハザードマップをつくっていただいて、町民に知らせるということも、一大事業でしょうけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

10番橋本欣一君。

○10番 はい、10番です。

私からは1点だけ。罹災証明や被災証明の問い合わせ、私のほうにもありまして、ちょっと難しいもので、どうするんだという話がございましたので、この申請について、どのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 罹災証明関係についてお答えいたします。

罹災証明につきましては、住宅として使われている家屋についての被害程度を職員が実際に訪問させていただいて、被災程度を判定させていただいております。

あと、一方の被災証明というものがございますが、住宅家屋以外に被害を受けた農業施設であったり、あとは塀やブロック塀など、そういう被害に遭ったものについて、被害者の方からお申し出をいただいた内容を写真等で確認をさせていただいて証明をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長 10番橋本欣一君。

○10番 やっと被害状況も落ちついたということで、復旧復興を目指しているわけですので、それぞれに被害に遭われた方に徹底して証明を出すような形で、速やかに出していただくよ

うにお願いして、よろしく復旧復興を助けていただきたいと思いますので、よろしくお願
いします。

以上でございます。

○議長 ほかに。

9番神村建二君。

○9番 9番です。

見舞金の件についてちょっとお伺いしたいんですが、予算では5,000円一律100戸とい
うことで50万円というふうに計上してありますが、先ほど慶弔規定にのっとってというよ
うな話もありまして、慶弔規定ですと、全壊が1万円、それから半壊が5,000円とい
うふうになっているというふうに説明ございましたが、この今回の浸水につきましても、
床上浸水、床下浸水それぞれあるわけございまして、その把握も数字的に合計で70棟
というふうに出ておりました、その辺の床上・床下浸水の区分等も考慮して、5,000
円なり何なりを決めているのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 町の慶弔規定での区分につきましては、災害見舞いというようなことで、
水、火災というようなことでの災害により住宅等に損害を受けたときということがござ
いまして、住宅及び家財の全部が消失、滅失または棄損したと認められるとき、とい
うか、全部がなくなってしまうときというときは、支給額が1万円以内、それから、
住宅家財の半分以上が消失、滅失または棄損したと認められるときというのが5,000
円以内というような規定となっておりますので、この規定を当てはめまして、床上・
床下の部分で差を設けるかという部分については、種々ちょっと検討してまいりたい
というふうに思っておりますが、被災された方への、些少ではございますが、お見舞
金を支給したいというものでございます。

○議長 9番神村建二君。

○9番 そうすると、今回は床上・床下というような区分はなくて、いわゆる全壊・半
壊という概念で支給されるということだと思います。

それで、この災害の見舞いについては、町としてはこういった形で50万円計上して
おりますけれども、国からのそういった支援がないのかどうか、それを研究されて、
もしあるとすれば、国からの応援もやって、そして見舞いを5,000円プラス幾らとい
うような形でもって被災された方に見舞金として提供されればいいのかというふう
に思いますので、その辺のところ、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

○議長 答え必要ですか。

○9番 もし国からのつかんでおれば、今現在。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 けさほどの新聞等でのニュースであります。床下浸水1メートル以上だと、国としてそれ相応のお見舞金が出るというようなお話があったようであります。ただ、本町の場合、床上1メートル以上ということの被害があったお宅は、多分まだ正式に、先ほどの罹災証明しておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、そこまで床上になったというふうな報告は、今のところ受けておりませんので、国の支援はちょっと厳しいのかなというふうな認識でございます。

○議長 ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 当局に対する内容になりませんが、最初に、私は議員として非常に残念なのは、所管委員会である産業厚生常任委員会、これは神村さんですよ、委員長が。現場をそれぞれの議員活動で、議長ね、見ておりますけれども、議会の所管の委員会として現地調査が必要でないのかと副委員長を通じて申し入れをしているんですが、今もってその段取りすらない。こういうことでありますから、我々議会も非常に軽く見られ、議会の存在というか、私どもの、いわゆる内容が町民から非常に理解が薄い、こういう状況になるんですよ。神村委員長ね。前段も申し上げているわけですから、議長、そういうところもあなたが促すべきですよ、これぐらいな状況を。現地を議会として見るという。これは大事だと思いますよ。私の声が届かないのが非常に残念で申しわけないんですけども、町民に対してね。

そこでお伺いしますけれども、今回、一つのこういう災害の中で、対策本部を12日に設置したということですが、いわゆるどこに対策本部を設けられたんですか。つまり何を御尋ね申し上げたいかといいますと、町長が大変現場を直接見られるということは非常に町民も安心をする部分もあるんですけども、対策本部を空にして、いわゆるトップの判断がすぐに必要な場面の場合に対応できるのかと、そういう心配をされた町民もあったんですよ。対策本部を空き家にするわけですから。その中で、これどうなんだという、即決即断ですよ、そういうような体制はどういうふうになっておったのかなということを、改めてちょっと、この際。今、後始末の段階ですけれども、今後も災害というものがなければいいわけですが、そういう意味で、対策本部のトップがそこを空き家にする、こういうことは果たしてどうなのか、3・11の際に菅直人首相がヘリコプターで現場に参ったという

ことで問題になったような国政の問題もあるわけですが、それをお聞きしたい。どこに設置をし、どのような体制だったのか。

それから、せっかく職員の方が一生懸命お手伝いを、仕事をされていることについて、私も敬意と感謝を申し上げたいんですが、この時間外、ちょっとそういう問題をここで申し上げるのもいかなものかなというふうに思ったんですが、予算ですから、補正予算の中でこの時間外について、370万の職員の分、計上されておりますけれども、片やボランティアの、あるいは水防団等についての費用弁償といいますか、こういうもののバランスというものはどういうふうになっているのかお尋ね申し上げたい。つまり職員の関係で申し上げますと、お手伝いいただいた、現場でご苦労されたことについては、私からもご苦労さまというふうに申し上げたいわけですが、分析した場合に、延べ人数338人の分の時間外は、例えばある職員は有給休暇で行く人がいた、あるいは丸々時間外だというふうな、そういうふうなばらつきもあるのかなのか。片方は無報酬町民、片方は、役場職員は、これは当たり前でありますけれども、時間外というふうになりますと、その辺の、いわゆる対応というものがどのような、いわゆる判断といいますか、実施されたのか。ちょっと、せっかくしていただいて文句をつけるわけではないんですけれども、実態についてももう少し詳細をお尋ね申し上げたいと。

最後になりますけれども、やっぱり町長、112億からの総額予算になりますと、財政調整基金、こういう場合の方が一の貯金ですよ。これが異常にかすかすでは、国の指導、いわゆる3億から5億という、そういう金額からと対比すればですよ、もうないに等しい、かすかすですよ、112億の予算で。こういうような場合の緊急な、いわゆる財政調整基金、貯金、ゆとりがない。これはひとつ大きな教訓として、今後予算を組むなり、基本的な考え方を、国の基準、あるいは国の指導もあるわけですから、その基準に沿った財政運営をしなければならぬというふうに思いますが、どうなのか。この際お尋ね申し上げたい。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 私からは、1点目の災害対策本部の設置関係について、まずお答え申し上げます。

災害対策本部につきましては、役場内、町長室並びに私どもの危機管理担当の総務課の部分の中に本部を設置しております。

それから、2点目の時間外の関係でございます。

このたびは、時間外勤務で対応しなければならないというふうに判断いたしましたのは、災害が、台風が襲来した10月12日土曜日17時15分以降、翌13日の朝8時半までの部分、それ

から13日のまた17時15分以降、14日月曜日は祝日でございますので、その部分、その部分を時間外で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほどご報告を申し上げました災害ごみの処理関係で、延べ人数で338というふうにお答えを申し上げましたが、ただいま申し上げました12日から14日にかけての時間外勤務で処理すべきというふうに判断いたしました職員数は、うち100名程度でございます。15日以降の火曜日からの平日につきましては、日中、災害ごみ処理対策に職員を各課から何名かずつ応援を頼み対応してまいりました。それは通常の勤務時間内でございますので、時間外等の必要はございません。

以上、2点についての私のお答えとさせていただきます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 財政調整基金の残高等についてのご質問でございますが、今回につきましては、こういった台風の襲来という緊急事態に備えての補正予算の計上でございますので、まずその点につきましては、ご理解を賜りたいというふうに存じます。また、ご指摘のとおり、本町の今後の財政運営を安定的に図っていくといった上でも、ご指摘のとおり、財政調整基金を安定的に保有しながら財政運営を図っていく必要性というものは、私ども十分に認識をしておるところでございます。今現在、来年度の事業の計画、そしてまた、最終的な予算の編成に向けた準備作業に既に着手をしております。

今後、その財政調整基金の安定的な確保というふうな視点の中でも、今年度の予算の適正な執行なども含めて、職員のほうに呼びかけ、来年度の準備に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 重ねて神村委員長、ここで申し上げないと、議員同士で語ればいいんですけれども、なかなか残念ですが、あなたに聞き入れてもらえないので、これ、早急にですよ、所管の委員会で、7名で現場を見る、これ段取り、あなたがすべきですよ。非常に残念で、議長からも促してくださいよ。我々議員の職責というのは、十分全うしたことになるでしょう。

それで、財調関係なんですけれども、これもちょっと言葉がきついんですけれども、1年生の議員が多いものですからね、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、町長が大丈夫だと言うと大丈夫だということなんです。ところが、実際頼むと、舗装の穴ぽこを埋める金もないと。ところが、大丈夫だと。

この財調について聞けば、国の基準があるでしょうと、5%、標準財政規模の。一般質問

の繰り返しをするわけではないんですけれども、そういう大きな全体のを、我々チェックする必要もあるんでしょう、お願いするに。先ほどこれもしてくれ、あれもしてくれと言ったときに、金がなければできないんですよ。そのための、いわゆる財政調整基金という、災害の場合、それなんですよ。

町長は大丈夫だと言ってもですよ、原田町長、お尋ねしますよ。所管の課長は、やはり心配なんだと。でしょう、町長。あなたは大丈夫だと町民に説明しても、財政を預かる課長は心配なんだと。そしてまた、監査委員もいらっしゃいますけれども、監査報告の中でも、これではだめなんだと。この2拍子、3拍子そろった指摘を、原田町長は大丈夫だと言い切れますかと。大丈夫でないんですよ。じゃ、どうするかということが、いわゆる議会とともに町民との相談なんです。そんなことで、ぜひ今後の備えあれば憂いなしではないですけども、当然、ご準備をいただきたいというふうに思うわけですが、お尋ねを申し上げます。

それから、職員の皆さん、非常にご苦労されているものについて、私、本当に感謝しているんですけども、先ほど課長、誤解のないような説明を最初からしていただいたほうがいいんですよ。この数字を見ますと、延べ人数、町職員338人に、全部に時間外払っているのかという誤解になりますよ。私が質問して聞いたから、この中の100人なんだということでしょう。だから、こういう資料をいただいて、常任委員会もしないわけですから、私どもたった30分やそこらで説明いただいて、今度は情報がひとり歩きしますよ。町職員は有料で、片一方はボランティアはただだという。そういうことであってはならないと思ったので、職員の皆さんにご苦労さまと申し上げながら、この予算付の中身はどういうふうになっておるのかという意味での質問を申し上げたんですよ。それで、わかりました。338人のうち、延べ100人の方。これは当然お支払いはすべき内容だと思います。

そこで1点、お尋ねします。

いつまで現場のほうに職員の方の、いわゆる配分で、お手伝いされておるようでありますけれども、いつまで続くんですか。これは私は、何とというか、それも見事なやり方だと思いますけれども、職員が毎日割り当てで現場で畳運んだりごみ運んだりという部分は、やっぱり餅は餅屋に、お金がかかっても、安全安心な職場、あるいは、さまざまなものを考えれば、私はどうなのかなというふうに思うんですよ。その辺もちょっとお尋ね申し上げたい。

るる申し上げたんですけども、課長からでなくて、その基本的なところはトップですよ。最初に、対策本部からいきますか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 現在、職員が災害ごみ処理、埋蔵文化財資料展示館跡、それから犬川、高豆蔻地区の集積所に出向かわせております。それで、昨日現在で、可燃、不燃等ほぼ、搬入になったものは搬出をいたしました。それで、きょうの午前中、先ほどちょっと確認できなかったのですが、朝の段階で最終的な後始末とかきれいにしてくれという指示をまず朝一番で出してきたところでございます。きょうこれから昼の、午前中の状況を確認をし、基本的には災害ごみの引き受けは、今週は実は受け付けなくて、今度26日土曜日にそれぞれまた、まだ最終的に終わっていないご家庭も若干散見されますので、26日にまとめて出していきたい旨を自治会長さんを通じて周知をさせていただいておりますので、職員の協力体制につきましては、きょうの午前中ないしは午後少し残るかもしれませんが、一旦けりをつけたいというふうに思っております。

先ほど申しあげました26日土曜日、搬入になった部分につきましては、外部、業者さんのお力をかりながら処分をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 財政調整基金がかなり先細りしているということは、私も同じように認識しております。さまざまな事案が発生した場合に、安定したサービスといたしますか、事業を起こしていくためには、特に災害等に対応するためには、しっかりとした基金を造成していくというのは当然でありますので、今の現状をよしとはしておりません。厳しい財政状況が続いているということは、さまざまな場面で発言をさせていただいておりますし、町の指針の中にも入れておまして、さらなる経費の圧縮、削減を図りながら、効率的な行政運営を担っていききたいというふうに考えております。

また、災害対策本部については、ある程度集約化されれば、情報を伝達する連絡会議に切りかえながら災害対応に当たっていく時期を定めていきたいというふうに思っております。現状の中では、まだ、先ほど質問ございましたように、災害わらなどの対応なども対策を講じていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった状況を見ながら連絡会議、さらには対策本部の終了というのを考えていかなければいけないと捉えております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 今回の、私も過日、申しあげましたけれども、産業厚生常任委員会の副委員長の島貫 偕議員とですよ、下黒川、現場見てきましたよ。具体的に名前を挙げないと、ちょっと

ぴんと来ない方がいっぱいいるんで申し上げますけれども、前の副議長まで務められた遠藤章一議員、自宅もですよ。床上でしょう、課長。固有名詞を挙げてあれですけれども、わかるように言っているんですよ、私。なかなか例えばという話でどンドン言っているんで。なるべく固有名詞を挙げないようにしたいんですけれども、わかるようにですよ。そして、遠藤章一元議員の作業場の、いわゆる乾燥機も水没と。その脇に旧堀があるんですよ。それで、一級河川黒川に行く水門があるんですよ。そこから逆流してきたということなんですよ。ここがこの水没を、もしかするとですよ、これは。いわゆる想定というか、推測というかですけれども、彼ははっきり申されなかったけれども、何人かの人は、いわゆる黒川の水位がどんどん上がったわけですから、その樋門を閉めることができたならば、水没の軒数ももう少し減ったのではないかと、こういうことですよ。その管理者だけを責めるわけでもないけれども、そうだとするならば、我々もですよ、神村委員長、現場を見ながら。それで私も、きのうの段階かな、そのところまだ、私、現場を落ちて見ておらないので、ちょっとはっきり申し上げられない部分がありますが、つる草になっておったんですよ、鍵がかかっておって。こういうものを町長、また雨が降ったといったときに、まだ災害に備えているところが全国あるわけでしょう。できれば、その原因が、はっきり黒川の本流からバックで中に水が入ってきたということはあるわけですから、またそういうふうな災害が起きないようにということでそういう対応とか、そういうものをされましたか。それがやっぱり行政でやるべき対応、あるいは備える準備だと思うんですよ。

こういう分析、間違っていますか。ちょっと課長かな、吉田課長。でしょう。黒川の本線の水と、いわゆる夜の12時ころらしいんですけれども、急に、いわゆる水位がふえた。これは上からの、上流からのたまってきた水でなくて、いわゆる一級河川黒川、あるいは一級河川犬川の合流点でしょう、あそこ。その樋門の関係、いわゆるバックで来た。そういう部分が大きな要因だという分析をみんな言っているんですけれども、間違いですか、これ。3回目の質問で、あとやめますけれども。

それと同時に、今のようなこと、町長、現場行かれましたか。

それから、その対策本部をどれぐらいな時間、抜けられたんですか、それ。対策本部を町長は空にして現場に行ったでしょう。どれぐらいな時間、抜けられたんですか。そのときに即決しなければならぬ問題が出なければいいんですけれども、今回出なかったと思うんですが、私は本部長としての、いわゆる職責としては問題だと思いますよ。今後ひとつ教訓にしたい。ただ、どれぐらいな時間、抜けたのか、ちょっと参考にお尋ね申し上げます。

て、そして樋門の関係、私の分析が間違っているのかどうか、所管課長からお尋ねして、今後の、いわゆる予防という意味で検証しておく必要があると思うんですが、そういう立場からお尋ね申し上げたい。

以上であります。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 高橋議員ご指摘のとおり、水門が、現場まで行けなかったという現場からの報告も受けておる箇所もあります。原因につきましては、全てがそれだという限定はできないわけですが、一要因であったという認識のもと、県管理、いわゆる各箇所の水門、樋門等々について、管理区分が全て県管理というものではないというふうに認識しておりますので、現在、河川砂防課のほうと調整を図りながら、管理について、今後このようなことが起こらないような、事態を起こさないように、反省と今後の対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 12日に災害対策本部を立ち上げ、国・県からのさまざまな情報を受けながら指示をさせていただいたところであります。特に最上川の水位が上がるのが想定されましたので……

(質問の部分の答えだけでいいです)

○町長 想定されましたので、日が上がって7時近くになりまして、元宿川の水位が下がり始めたという経過がございまして、これ以上水位が上がることがないという判断のもとに各避難所が設置されましたので、避難所の状況把握ということを狙いに、それぞれの避難所を訪問させていただきました。2時間ほど留守にしたところでございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたします。

これをもって、令和元年第3回川西町議会臨時会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午前11時39分)